

ID: 344

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	権利の譲渡等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市法定外公共物管理条例 第11条ただし書		
例 規 番 号	平成17年条例第16号		
【根拠条文】 (権利の譲渡等の禁止) 第11条 占用許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日